

マンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド  
愛称:スマレバ

追加型投信／内外／資産複合  
信託期間：2019年11月12日 から 2029年10月12日 まで 基準日：2026年7月31日  
決算日：毎年4月12日および10月12日（休業日の場合翌営業日） 回次コード：2780

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

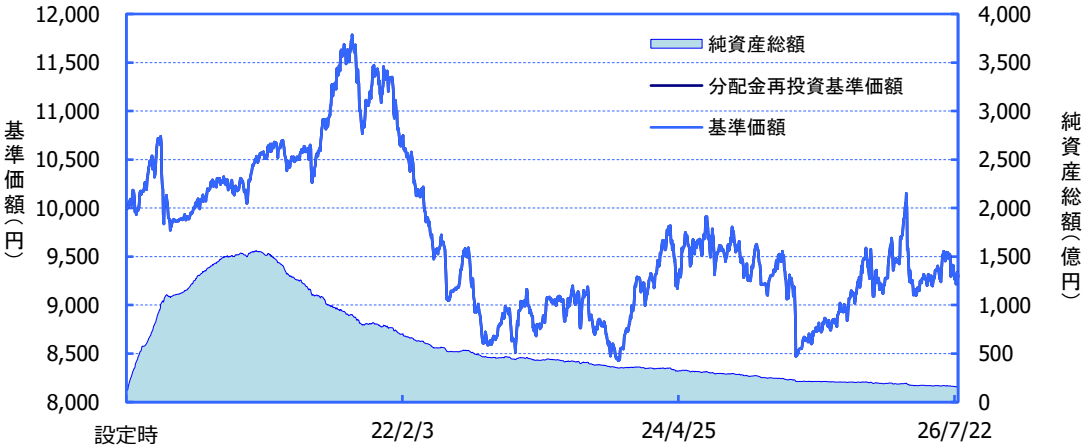
《基準価額・純資産の推移》

当初設定日（2019年11月12日）～2026年7月31日

2026年7月31日現在

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 9,291 円 |
| 純資産総額 | 158億円   |

| 期間別騰落率 |         |
|--------|---------|
| 期間     | ファンド    |
| 1カ月間   | -2.1 %  |
| 3カ月間   | +0.7 %  |
| 6カ月間   | -1.8 %  |
| 1年間    | +4.9 %  |
| 3年間    | +1.8 %  |
| 5年間    | -18.4 % |
| 10年間   | ----    |
| 設定来    | -7.1 %  |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

（1万口当たり、税引前）

| 決算期（年/月）     | 分配金    |
|--------------|--------|
| 第1期 (20/04)  | 0円     |
| 第2期 (20/10)  | 0円     |
| 第3期 (21/04)  | 0円     |
| 第4期 (21/10)  | 0円     |
| 第5期 (22/04)  | 0円     |
| 第6期 (22/10)  | 0円     |
| 第7期 (23/04)  | 0円     |
| 第8期 (23/10)  | 0円     |
| 第9期 (24/04)  | 0円     |
| 第10期 (24/10) | 0円     |
| 第11期 (25/04) | 0円     |
| 第12期 (25/10) | 0円     |
| 第13期 (26/04) | 0円     |
| 分配金合計額       | 設定来：0円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入ファンド                |                          | 合計99.3% |
|-----------------------|--------------------------|---------|
| 運用会社名                 | ファンド名                    | 比率      |
| イーエイチエル・パートナーズ・エルエルピー | マン・アクティブ・バランスド(円ヘッジ・クラス) | 99.3%   |
| 大和アセットマネジメント          | ダイワ・マネープール・マザーファンド       | 0.0%    |

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント  
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

※以下のデータは、マンが提供したデータを基に大和アセットマネジメントが作成したものです。

※現地月末時点のデータに基づきます。

| セクター別ネットエクスポージャー |          | 合計199.77% |
|------------------|----------|-----------|
| 資産               | エクスポージャー |           |
| 債券               | 127.57%  |           |
| 株式               | 72.20%   |           |

| 債券部分 ポートフォリオ特性値 |      |
|-----------------|------|
| 修正デュレーション       | 10.6 |

| 組入上位5銘柄(先物) |          | 合計64.52% |
|-------------|----------|----------|
| 銘柄名         | エクスポージャー |          |
| 日本国債(10年)   | 17.03%   |          |
| 英国債(10年)    | 15.34%   |          |
| カナダ国債(10年)  | 11.59%   |          |
| S&P500指数    | 10.67%   |          |
| ドイツ国債(30年)  | 9.90%    |          |

※エクスポージャーは、投資元本に対する株式・債券・金利の取引の元本または想定元本の割合を示しています。なお、債券・金利セクターにつきましては、個別取引ごとの金利リスクの違いを考慮し、10年国債の想定元本に換算しています。(例えば、10年国債よりもデュレーションが短い金利先物の想定元本は小さくなるように調整されます。)

| セクター別リターン寄与 |        | 合計-2.49% |
|-------------|--------|----------|
| 資産          | 寄与度    |          |
| 債券          | -2.69% |          |
| 株式          | 0.20%  |          |

| 寄与度上位5銘柄(先物) |       | 合計0.70% |
|--------------|-------|---------|
| 銘柄名          | 寄与度   |         |
| FTSE100指数    | 0.20% |         |
| 香港ハンセン指数     | 0.18% |         |
| 香港H株指数       | 0.16% |         |
| S&P TSX60指数  | 0.08% |         |
| シンガポールMSCI指数 | 0.08% |         |

| 寄与度下位5銘柄(先物) |        | 合計-1.46% |
|--------------|--------|----------|
| 銘柄名          | 寄与度    |          |
| 英国債(10年)     | -0.34% |          |
| NASDAQ100指数  | -0.31% |          |
| 米国債(超長期国債)   | -0.30% |          |
| カナダ国債(10年)   | -0.26% |          |
| 米国債(長期国債)    | -0.25% |          |

※比率の合計が四捨五入の関係で一致しない場合があります。

※寄与度分析の数値はAHLプログラムのシステムから算出された推定値であり、運用報酬／金利／手数料は考慮されていません。スリッページ、売買、為替の変動、取引執行後の調整等により差異が生じる可能性があります。そのため各セクターの寄与度の合計は、ファンドのリターンとは一致しません。

※上記のリターン寄与のデータは現地2026年06月30日～2026年07月31日のものです。

## 《ファンドマネージャーのコメント》

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

※以下のコメントは、マン・アクティブ・バランスド(円ヘッジ・クラス)について、マンが提供したコメントを基に大和アセットマネジメントが作成したものです。

※以下のコメントは、現地2026年06月30日～2026年07月31日のものです。

### 【投資環境】

国債市場では、金利は上昇しました。イランがホルムズ海峡の管理権を主張し、商船を攻撃したことで、トランプ米大統領は停戦が終了したとの認識を示しました。こうしたことから中東情勢が再び緊迫化し、原油価格が上昇したことなどが金利上昇要因となりました。

株式市場は、まちまちの動きとなりました。欧米株は堅調に始まったものの、その後は失速。一極集中相場で大きく上昇していたAI（人工知能）・半導体関連株が、AIインフラ投資の収益化や持続性への懸念から売られたほか、中東情勢の再緊迫化も重しとなりました。月末にかけては、好調な企業業績を背景に株価は上昇し、欧州株などでは月初の水準を回復しました。

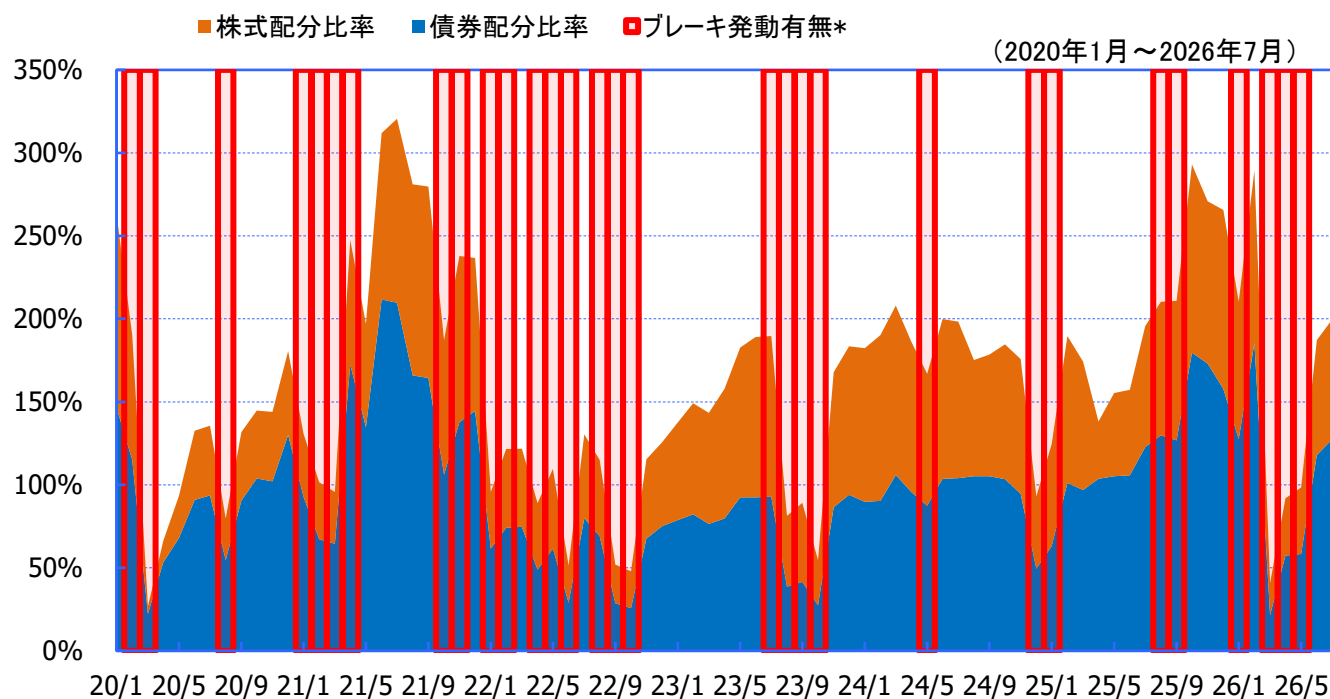
株式セクターはプラス寄与となりました。主にNASDAQ100指数のロング・ポジションなどから損失が発生したものの、FTSE100指数、香港ハンセン指数のロング・ポジションなどから収益を獲得しました。

債券セクターは、広範囲のポジションから損失が発生しマイナス寄与となりました。英国債（10年）、米国債（超長期国債、長期国債）のロング・ポジションなどから損失が発生しました。

### 【運用経過】

月末時点のポートフォリオのエクスポージャーは、前月末比でやや増加しました。株式と債券の相関をモニターする自動ブレーキ機能（HEAVYモデル）は発動停止を継続しました。各市場の下落トレンドを検知する自動ブレーキ機能（モメンタムシグナル）は債券に対する発動を強めた一方で、株式に対する発動を弱めました。

## 2020年初からのレバレッジ比率の推移（月末ベース）



(出所) マン・グループ

\* 「株と債券の同時下落」に備える「HEAVYモデル」の発動有無を指します。ブレーキの発動が必ずしもファンドヘブラスのパフォーマンスを与えるとは限りません。

※ 比率は、組入ファンドの純資産総額に対するものです。

※ レバレッジ比率は、投資元本に対する株式、債券・金利の取引の元本または想定元本の割合を示しています。なお、債券・金利セクターにつきましては、個別取引ごとの金利リスクの違いを考慮し、10年国債の想定元本に換算しています。（例えば、10年国債よりもデューレーションが短い金利先物の想定元本は小さくなるように調整されます。）

※ HEAVYモデルのブレーキ機能の発動状況については、マン・グループ東京支店より提供される速報を基に記載しており、今後修正される可能性があります。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行ない、独自の数量モデルを活用してポジションを構築します。
- ・運用は、AHL パートナース・エルエルピーが行ないます。
- ・為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ・毎年 4 月 12 日および 10 月 12 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益配分方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （価格変動リスク・信用リスク）<br>株価の変動    | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。<br>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。                                                                     |
| （価格変動リスク・信用リスク）<br>公社債の価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。<br>新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。                                                                     |
| 株価指数先物取引・債券先物取引の利用に伴うリスク    | 株価指数先物、債券先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合の株式市場または債券市場の下落によって、株式市場または債券市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。なお、対象証券または指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。                                                                                     |
| 当ファンドが活用する戦略に関するリスク         | 市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。<br>当ファンドでは、デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建てを行なうことから、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。また、レバレッジを活用して取引を行ないますので、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。                                                                                                              |
| 為替変動リスク                     | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。<br>当ファンドは、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 |
| カントリー・リスク                   | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、                                                                                                                                                                                                                                        |

|     |                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 方針に沿った運用が困難となることがあります。                                                                       |
|     | 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。                                                          |
| その他 | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考える場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

投資者が直接的に負担する費用

|         | 料 率 等                                   | 費 用 の 内 容                              |
|---------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <b>3.3%(税抜3.0%)</b> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                  | —                                      |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 料 率 等                                                            | 費 用 の 内 容                                                                 |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|--|---------------------|--------------------|------|---------|------|---------|------|----------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 年率1.2375%<br>(税抜1.125%)以内*                                       | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 委託会社                                                             | 年率0.35%                                                                   |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 販売会社                                                             | 年率0.75%                                                                   |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 受託会社                                                             | 年率0.025%                                                                  |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
| <p>*ファンド設定日から起算して66営業日目の翌日以降において、前営業日における過去65営業日間の分配金再投資基準価額*の騰落率が2%未満である場合には、以下となります。</p> <table> <tr> <td colspan="2">運用管理費用</td><td>年率0.6875%(税抜0.625%)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">配分<br/>(税抜)<br/>(注1)</td><td>委託会社</td><td>年率0.20%</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>年率0.40%</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>年率0.025%</td></tr> </table> <p>※分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したもの</p> |                                                                  |                                                                           | 運用管理費用 |  | 年率0.6875%(税抜0.625%) | 配分<br>(税抜)<br>(注1) | 委託会社 | 年率0.20% | 販売会社 | 年率0.40% | 受託会社 | 年率0.025% |
| 運用管理費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                  | 年率0.6875%(税抜0.625%)                                                       |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 委託会社                                                             | 年率0.20%                                                                   |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 販売会社                                                             | 年率0.40%                                                                   |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 受託会社                                                             | 年率0.025%                                                                  |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
| 投資対象とする<br>投資信託証券(注3)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年率1.09%以内<br>(目論見書作成時点:<br>0.95%程度)                              | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。<br>※費用の詳細については[投資対象ファンドの概要]をご参照下さい。                |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |
| 実質的に負担する<br>運用管理費用(注3)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <b>年率1.6375%～2.1875%(税込)程度</b><br>※目論見書作成時点。今後この数値は見直される場合があります。 |                                                                           |        |  |                     |                    |      |         |      |         |      |          |

|            |      |                                                                           |
|------------|------|---------------------------------------------------------------------------|
| その他の費用・手数料 | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |
|------------|------|---------------------------------------------------------------------------|

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(注3)目論見書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 申込受付中止日                | <p>① ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日</p> <p>② ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日（土曜日、日曜日および委託会社の休業日を除きます。）の前営業日</p> <p>③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日</p> <p>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p>                                                                                                             |
| 申込締切時間                 | <p>原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）</p> <p>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。</p>                                                                                                                                                                                                 |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。                                                                                                                                                                                                    |
| 繰上償還                   | <p>◎ 主要投資対象とする組入外国投資証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。</p> <p>◎ 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> |
| 収益分配                   | <p>年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。</p> <p>なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。</p>                                                                                                                                                    |
| 課税関係                   | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISA の対象ではありません。</p> <p>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>                                                                                                                    |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）           |          | 登録番号            | 加入協会    |                   |                         |                            |
|------------------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                          |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社あいち銀行                                | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第12号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号 | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社愛媛銀行                                 | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第6号   | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社香川銀行                                 | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第7号   | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社関西みらい銀行                              | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第7号   | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社大東銀行                                 | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第17号  | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社筑波銀行                                 | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第44号  | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社富山銀行                                 | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第1号   | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社八十二長野銀行                              | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第49号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 三井住友信託銀行株式会社                             | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第649号 | ○       | ○                 | ○                       |                            |
| 株式会社みなと銀行                                | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第22号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社横浜銀行                                 | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第36号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| あかつき証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号  | ○       | ○                 |                         |                            |
| 株式会社SBI証券                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       |                   | ○                       | ○                          |
| OKB証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第191号 | ○       |                   |                         |                            |
| 大和証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| ちばぎん証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第114号 | ○       |                   |                         |                            |
| マネックス証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 楽天証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| リテラ・クリア証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号 | ○       |                   |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。